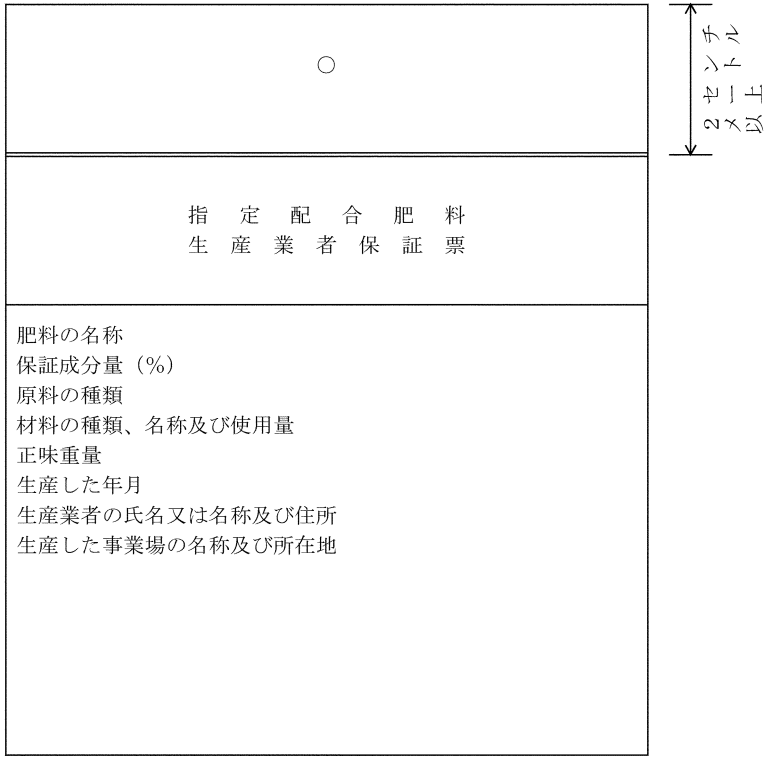
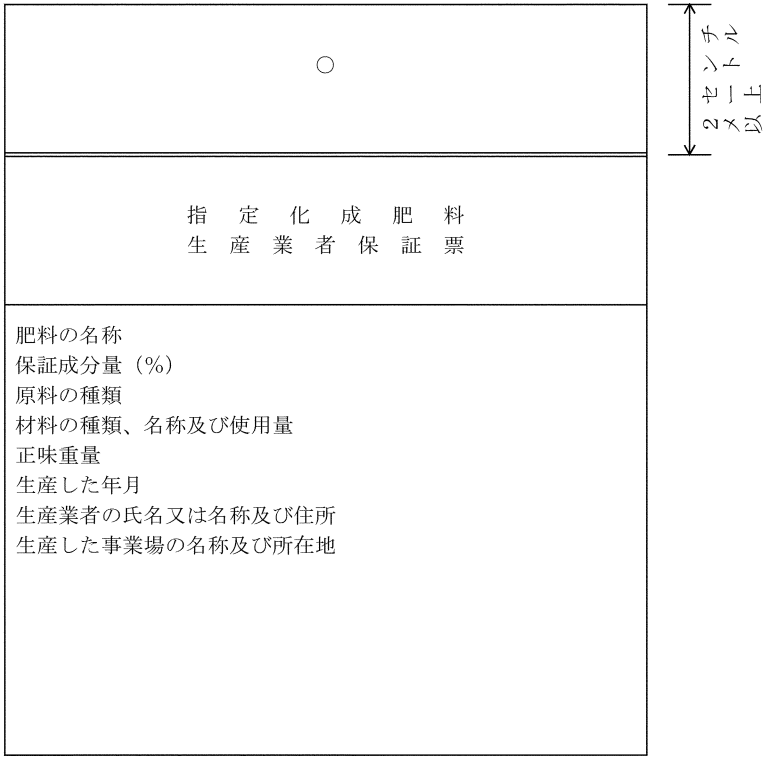
（ニ）第11条第８項第２号に規定する指定配合肥料の場合




備考　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、指定配合肥料生産業者保証票について準用する。この場合において、（イ）の備考第８号及び第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。

（ホ）第11条第８項第４号に規定する指定化成肥料の場合




備考　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、指定化成肥料生産業者保証票について準用する。この場合において、（イ）の備考第８号及び第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。